

発電所の環境影響評価（環境アセスメント） 手続について

環境影響評価法および電気事業法に基づく環境影響評価においては、以下のとおり、計画段階環境配慮書の送付、環境影響評価方法書および環境影響評価準備書の手続を経て、環境影響評価書の公表・縦覧までの一連の手続を行います。

発電所の環境影響評価手続フロー

